

学校法人大垣総合学園役員の報酬等に関する支給基準規則

(制定 2020年3月17日)

(目的)

第1条 この規則は、学校法人大垣総合学園（以下「法人」という。）の寄附行為第37条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、副理事長（常勤理事）をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、法人の職員（学長）としての給与を支給している理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、第2号及び第3号以外の理事をいう。
- (5) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、役員手当、退職慰労金、その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤の役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事 報酬、賞与、役員手当、退職慰労金
※ 通勤手当は、別表7のとおり支給する。
- (2) 職員理事 役員手当
- (3) 非常勤理事及び監事 無報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬等の額は、次に掲げる当該各号のとおりとする。

- (1) 報酬 別表1
- (2) 賞与 別表2
- (3) 役員手当 別表3
- (4) 退職慰労金 別表4
- (5) 出張旅費 別表5
- (6) 会議等への出席旅費 別表6

2 職員理事に対する役員手当の額は、別表3のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬及び役員手当の支給日は、毎月25日とし、その月額的全額を支給する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その前日とする。
- (2) 賞与の支給日は、6月15日、12月5日に支給する。ただし、支給日が休日、日曜日又は

土曜日にあたるときは、その前日とする。

(3) 退職慰労金の支給については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員が法人業務のため出張する場合の出張旅費は、別表5により支給する。ただし、法人が設置する岐阜協立大学に所属する職員理事(学長)の出張旅費は岐阜協立大学旅費規程を準用し、大垣女子短期大学に所属する職員理事(学長)の出張旅費は大垣女子短期大学旅費規程を準用する。

2 非常勤役員が会議等に出席したときは、別表6に定める旅費を支給する。また、評議員に対してもこれを準用する。

3 役員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬については、その月の総日数から日曜日、土曜日及び祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規則により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(その他)

第9条 常勤理事は、「日本私立学校振興・共済事業団」に加入することができる。

(公表)

第10条 この法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、経営会議の審議を経て、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決によって行う。

附 則

1 この規則は、2020年4月1日から施行する。

2 2017年4月1日施行の学校法人大垣総合学園役員待遇規則は、2020年3月31日廃止する。

別表1（第4条第1号関係）常勤理事の報酬

号 級	報酬の額
1	月額 550,000 円
2	月額 600,000 円
3	月額 650,000 円
4	月額 700,000 円
5	月額 750,000 円

※常勤理事の報酬月額は、550,000 円以上 750,000 円以下とする。

別表2（第4条第2号関係）常勤理事の賞与

区 分	賞与の額
6月の賞与	学校法人大垣総合学園（岐阜協立大学）給与規程の第17条を準用する。
12月の賞与	

別表3（第4条第3号関係）常勤理事及び職員理事の役員手当

役職名	役員手当の額
常勤理事	月額 100,000 円
職員理事	月額 20,000 円

別表4（第4条第4号関係）常勤理事の退職慰労金

学校法人大垣総合学園（岐阜協立大学）給与規程の第21条を準用する。

別表5（第4条第5号関係）役員の出張旅費

	区 分	料 金	備 考
交通費	車 賃	1,000 円	目的地までの片道タクシー料金
	鉄道賃	普通運賃	グリーン車を設けている路程には、グリーン料金を加算する。 路程が片道50km以上は急行料金、同100km以上は特急料金を加算する。
	航空・船賃	普通旅客運賃	実費額とする。
日 当	1日につき	5,000 円	ただし、常勤理事は3,000円とする。
	半日につき	2,500 円	ただし、常勤理事は1,500円とする。
宿泊費	1泊につき	13,000 円	

別表6（第4条第6項関係）非常勤役員の会議等への出席旅費

区 分	日 額
理事会、評議員会、監事監査等への出席	5,000 円

※評議員に対しても適用する。

別表7（第3条第1号関係）常勤理事の通勤手当

区 分	通勤手当の額
通勤手当	学校法人大垣総合学園（岐阜協立大学）給与規程の第12条を準用する。